

山陽小野田市地方就職学生支援金交付要綱

令和 6 年 1 2 月 2 0 日制定

令和 7 年 4 月 1 日改正

令和 8 年 7 月 3 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏の大学を卒業して、山口県の企業に就職する者に本市への移住促進を図るために実施する山陽小野田市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) 交通費 内定、就職先企業の選考面接に要した交通費をいう。
- (4) 移転費 就職先企業に通勤するため本市への引っ越しに要した費用をいう。

(対象者要件)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業、修了（以下「卒業等」という。）年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のキャンパスに在学（原則 4 年以上、大学院は原則 2 年以上）し、当該大学等を卒業等していること。ただし、交通費については、在学中の場合も含む。

イ 大学等の卒業等年度において、東京圏に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 第5条に規定する申請（以下「申請」という。）時において、大学等の卒業等から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。
- イ 申請のあった日から1年以上継続して本市に居住する意思をもって転入していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業等後に第3号の要件を満たす企業に就職し、転入日（進学時に住民票を移さず本市から転居していた者については就業開始日）から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(3) 就職先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 勤務地が山口県内に所在すること。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- オ 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- カ 山口県内での勤務を基本とする採用であること。

(4) その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 前3号に掲げるもののほか、市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、交通費2万円、移転費11万円とする。ただし、交通費については、山口県内に所在する企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その交通費の実費の2分の1に当たる額と、2万円のいずれか低い額とし、移転費については、実際に要した費用が11万円に満たない場合は実費（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支援金の交付申請）

第5条 交付対象者は、支援金の交付を申請しようとするときは、山陽小野田市地方就職学生支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 顔写真付きの本人確認ができる書類
- (2) 就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第2号）、在学中に交通費を申請する場合は、内定証明書（様式第3号）
- (3) 卒業等証明書又は在学証明書
- (4) 交通費及び移転費の領収書
- (5) 山口県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定及びその額の確定

を行い、その旨を山陽小野田市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山陽小野田市地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 市長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、山陽小野田市地方就職学生支援金返還請求書（様式第6号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(3) 申請から1年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかったとき。

(4) 申請から1年以内に本市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に転入していたときは除く。

(5) 転入日から1年以内に市外へ転出したとき。ただし、進学時に住民票を移さず本市から転居していた者については、支援金の申請日又は要件を満たす就職先への就業日のうち遅い日から1年以内に市外へ転出したとき。

(6) 就職から1年以内に要件を満たす就職先を辞したとき。ただし、離職日から3月以内に山口県内の別の企業に就職するときを除く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に転入した者に係る改正後の規定（第 2 条及び第 4 条を除く。）の適用については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村